

愛知県警は、平成 16 年 3 月 11 日に警察庁から警察庁 偽名領収書廃止通達が出された事を受け、平成 16 年 3 月 12 日に各所属長宛てに偽名領収書廃止通達を出しました。

保存期間 平成 16 年 4 月 30 日まで

総会発乙第 91 号

平成 16 年 3 月 12 日

各所属長殿

総 務 部 長

担当係 監査室

警 電 2556

捜査費の取扱いについて（通達乙）

別添のとおり、警察庁長官官房長より通達が発せられたので、当県警察としては、平成 16 年 4 月 1 日から、捜査協力者（情報提供者等をいう。）からの領収書を徴収する場合には、本人名義による領収書に限りこれを徴収し、本人以外の名義による領収書については、これを徴収しないこととするので、捜査員等への周知徹底を図られたい。

なお、今回の変更に伴う事務の取扱いについては、警察庁からの指示を踏まえ追って通達する予定であるので、その旨も併せて捜査員等に説明し、今後の取扱いに遺漏がないようにされたい。